

令和4年 第6回 新富町農業委員会会議録

(令和4年6月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和４年 第６回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和４年６月２８日（火）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和４年 ６月２８日 午後 ２時００分 議長 閉会 令和４年 ６月２８日 午後 ２時３０分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	１番	平下 裕敏	○	９番	安藝 眞充	○
	２番	芳野 京子	○	１０番	川野 國廣	○
	３番	山口 弘安	○	１１番	中山 真一	×
	４番	藤井 貞敏	○	１２番	長友 保	○
	５番	水筑 祐子	○	１３番	猪俣 忠	×
	６番	太田 茂	○	１４番	井崎 誠	○
	７番	長友 万藏	○	１５番	長友 嘉美	○
	８番	鬼塚 眞理子	○	１６番	前田 章男	○
会議録署名委員		１０番 川野國廣 委員、１１番 中山真一 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	緒方 利行	○			
	補 佐	福重 和泉	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	主 幹	濱藺 幸江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農地法の適用を受けない土地の証明について
- (5) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (6) 令和4年度最適化活動の目標設定等について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第27号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第28号 令和4年度最適化活動の目標設定等について

議長 ただ今から、令和4年第6回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名であります。定足数に達しております。

議長 5月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、12番 長友 保 委員、14番 井崎 誠 委員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは現地調査の報告を含め、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は認定農業者の■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、登記地目が畑の1,660.0㎡、所有権移転で対価額は■■万円となっております。
次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員は私になりますが、補足説明はありません。

議長 つぎにその 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■、田の 393 m²、所有権移転で無償贈与となっております。
次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 つぎにその 3 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、関連がありますのでその 3 とその 4 について併せて説明
申し上げます。
その 3 の譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は■
■■■■■■■■■ほか全 2 筆、畑の 7, 3 1 3 m²、所有権移転で経営規模
拡大の対価額 2, 7 6 5 千円となっております。
次にその 4 です。譲渡人は■■■■■さん、譲受人は同じく■■■■■さ
ん、申請地は■■■■■■■■■■■ほか全 4 筆、宅地の 200 m²と田の 1,970
m²の計 2,170 m²で賃借権設定の対価額■■■■■■■■■円となっております。
現地調査について報告します。その 4 の登記地目は宅地ですが、現況
は畑になっており、共に耕作するのに問題ない土地でありました。説明
は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

鬼塚 ありません。

議長 ただいま議案第 24 号について説明が終わりましたが、質問等はある
いませんか。

議長 ほかに質問等もないようですので、採決します。
議案第 24 号について、承認される方の挙手を求めます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■で県道■■■■■■■■線の■■■■バス停付近になり、畑の
331 m²、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建築面積は 113.5 m²、
申請理由は議案書に記載のとおりです。第 3 種農地で、土地代■■■■
万円、坪当たり約■万円となっております。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

15番 長友 嘉美 委員

それではその2について、15番長友が現地調査の報告をします。
 現地の周りは住宅地であり、前面に排水等もあり何ら問題ありませんでした。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

長友万　　ありません。

議長 つぎにその３について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その３について説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■
■■■で県道■■■■■■■■線の■■■■バス停付近にある■■■
■■■■の裏側になり、田の 390 m²、所有権移転で、申請内容は
一般個人住宅、建築面積は 52.99 m²、申請理由は議案書に記載のとおりで
す。第１種農地で、土地代■■■万円、坪当たり約■■■■円となっ
ております。こちらは事業計画変更です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

15番 長友 嘉美 委員

それではその3について、15番長友が現地調査の報告をします。
 現地の周りに排水等もあり何ら問題ありませんでした。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

太田 ありません。

議長　ただいま議案第 25 号について説明がありました。質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。

議案第 25 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 25 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 議案に入る前に、ここでおはかりいたします。その 1 については関係する委員がおられますので、まずはその 1 について審議及び採決を行い、その後、その 2 以降の審議及び採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、1 について関係する委員に退席して頂きます。

それではその 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が認定農業者の■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全 3 筆、田の合計 3,202 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日、貸借権設定で 10 アールあたり■■■■■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、■■■■案件、こちらはハウス込みとなっております。

議長 それでは、その 1 について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案 26 号その 1 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 26 号その 1 については承認されました。

議長 関係委員には席に戻っていただきます。

議長 それではその 2 から 2 3 まで、一括して事務局に説明を求めます。

 それでは、事務局から説明申し上げます。

 その 2 からその 1 5 につきましては、譲受人が■■■■■■■■■■となっておりまして併せて説明します。

 譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の 1,172 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日、貸借権設定で 10 アールあたり■■■■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、浜田案件となっております。

 その 3 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■、田の 862 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 1 4 年 6 月 30 日、貸借権設定で精米の物納で反当 12kg、■■■■■■案件となっております。

 その 4 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■、田の 314 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日、貸借権設定で 10 アールあたり■■■■■■■■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、■■■■■■案件となっております。

 その 5 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■、田の 304 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日、貸借権設定で 10 アールあたり■■■■■■■■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、■■■■■■案件となっております。

 その 6 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■ほか全 2 筆、田の合計 4,445 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当 60kg、8 月末支払い、■■■■■■案件となっております。

 その 7 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■、ほか全 2 筆、田の合計 1,185 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日、貸借権設定で 10 アールあたり 15,190 円、経営規模拡大で 12 月末支払い、■■■■■■案件となっております。

 その 8 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■、田の 1,062 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当 200kg、8 月末支払い、■■■■■■案件となっております。

 その 9 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■■■■■■、田の 1,514 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当 79kg、8 月末支払い、■■■■■■案件となっております。

その 10 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■ほか全 2 筆、田の合計 3,355 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1
日から令和 14 年 6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で
反当 60kg、8 月末支払い、■■■■■案件となっております。

その 11 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■、田の 1,143 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年
6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当 70kg、8 月末
支払い、■■■■■案件となっております。

その 12 につきましては、譲渡人が認定農業者の■■■■■さん、申請
地は■■■■■■■■■■、田の 2,731 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日
から令和 9 年 6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当
60kg、8 月末支払い、■■■■■案件となっております。

その 13 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■ほか全 3 筆、田の合計 4,269 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1
日から令和 14 年 6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で
反当 52kg、8 月末支払い、■■■■■案件となっております。

その 14 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■ほか全 3 筆、田の合計 5,886 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1
日から令和 9 年 6 月 30 日、貸借権設定で 10 アールあたり■■■■■
■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、■■■■■案件となっております。

その 15 につきましては、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■、田の 2,707 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年
6 月 30 日、貸借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当 30kg、8 月末
支払い、■■■■■案件となっております。以上が■■■■■■■■■■関連
の案件になります。

続きまして、その 16 になります。譲受人が認定農業者の■■■■■、
こちらは、令和 3 年 10 月に設立され、令和 4 年 2 月に認定農業者とな
っております。譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか
全 2 筆、田の合計 990 m²、公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年
6 月 30 日、トレーニングハウス使用貸借権設定で個別案件となってお
ります。

その 17 につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■■、譲渡人が
■■■■■、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 2 筆、田の合計 1,037 m²、
公告期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日、トレーニングハ
ウス使用貸借権設定で個別案件となっております。

その 18 につきましては、譲受人が新規就農者の■■■■■さん、譲渡
人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の 2,711 m²、公告期

間は令和4年7月1日から令和9年6月30日、貸借権設定で10アール当たり■■■■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、■■■■■案件、こちらはハウス込みとなっております。

その19から23につきましては、再設定になりますので説明は省略します。

以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第26号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第26号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第26号については承認されました。

議長 つぎに、議案第27号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それではその1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
申請人は■■■■■さん、申請地は、■■■■■■■■■■、県道■■■■■
■■■■■線と■■■■■■■■■■線の交差点付近になり、登記地目が田、
現況宅地で、182㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。
説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

5番 水筑 祐子 委員

それではその1について、5番水筑が現地調査の報告をします。
現地は家、庭になっており畑にはできない状態であります。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

山口 ありません。

議長 それではその2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。
申請人は■■■■さん、申請地は、■■■■■■■■ほか全3筆、■■■■地区■■■■付近になり、登記地目が畑、現況宅地と畑で、575㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。
説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

15番 長友 嘉美 委員

長友嘉 それでは15番長友が現地調査の報告をします。
現地はすでに家、庭になっており畑とかにはできない状態であり
ます。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

芳野 ありません。

議長 それではその3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。
申請人は■■■■さん、申請地は、■■■■■■■■、県道■■■■■■■■線
の■■■■バス停付近になり、登記地目が畑で、489㎡、申請理由は
議案書に記載のとおりです。
説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告を1番 平下が行います。
現地は、竹等に囲まれており、すでに山林化しており、農地への復旧
は無理と思われます。

議長 それではその4について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4について説明申し上げます。

申請人は■■■■さん、申請地は、■■■■■■■■ほか全2筆、県道■■■■■■■■線の■■■■付近の交差点を■■■■地区方面へ約550m先付近になり、登記地目が畑、現況山林で、7,355㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

5 番 水筑 祐子 委員

水筑 それでは、5 番水筑が現地調査の報告をします。
現地は竹林化しており、農地への復旧は難しい状態であります。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

山口 ありません。

議長 ただいま議案 27 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。

議長 議案第 27 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 27 号については承認されました。したがって、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 つぎに、議案第 28 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 28 号について説明申し上げます。
昨年の 6 月定例総会で計画を立てた内容についての活動の点検・評価になりますが、例年、指針に基づき、その実績をまとめてホームページ

ジ等で公表することになっております。

それでは、Ⅰ農業委員会の状況につきましては、議案書に記載の通りです。

次にⅡ担い手への農地集積・集約化につきましては、令和３年度の集積目標 1,620 ヘクタールに対し、年度末時点の集積状況は 1,592.5 ヘクタールとなり、98.3%の達成状況となりましたので、成果としては良かったと思います。

また、新規参入者につきましては、目標が 5 経営体に対し、実績が 5 経営体ということで、目標どおりの達成となっております。

遊休農地の解消につきましては、目標 0.5 ヘクタールに対し 0.7 ヘクタールの実績であり、遊休農地の全体割合としては 1 %未満を維持しておりますので、今後も現状維持を続けて参りたいと思います。

また、農地法 3 条に基づく許可事務、農地転用に関する事務の状況につきましては、議案書に記載の通りです。以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。

議長 議案第 28 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 28 号については承認されました。したがって、ホームページで公表することといたします。

議長 つぎに、議案第 29 号「令和 4 年度最適化活動の目標設定等について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 29 号について説明いたします。

農地利用最適化に関する指針の見直しにより、これまでも目標設定、活動記録の記入など説明を行ってきましたが、ここで指針等に基づき令和 4 年度の最適化活動の目標設定等についてまとめましたのでおはかりいたします。

最初にⅠ農業委員会の状況につきましては、議案書に記載の通りです。

次にⅡ最適化活動の目標です。

管内の農地面積 2,150ha に対し、これまで 1,593ha 集積されており、集積率 74.1%になっております。こちらを令和 5 年度までに集積率 80%を目標とすることとなっており、今年度は新規集積面積の目標を 50 ヘクタールとし、年度末の集積率 76.4%を目標にしております。なお、令和 5 年度は、未達成の残りの数値 77ha を見込んでおります。

遊休農地の解消につきましては、緑区分の遊休農地解消面積 2.2ha としております。

最適化活動を行う日数目標を委員一人月 7 日とし、また、8 月に「遊休農地の解消」、11 月と 2 月に「農地の集積」の活動強化月間として、目標設定としております。

なお、こちらも先ほどの議案第 28 号と併せて、ホームページに掲載したいと考えております。以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 29 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 29 号については承認されました。したがって、ホームページで公表することといたします。

議長 以上をもちまして、令和 4 年 6 月 28 日開会の第 6 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和 4 年 6 月 28 日

会 長 平下 裕敏

署名委員 川野 國廣

署名委員 中山 真一